



7月25日からの豪雨災害に関する農業情報を臨時配信いたします。

(担当 K.N)

#### (目次)

1. (緊急) 経営所得安定対策等における自然災害等の発生時の対応について
2. 被災地における農機具等の訪問買取等に注意してください
3. 「令和6年7月25日からの大雨による農作物等被害に関する農林水産関係総合相談窓口」の設置について
4. 農作物の大雨・浸冠水等に関する技術対策について

#### 【1. (緊急) 経営所得安定対策等における自然災害等の発生時の対応について】

畑作物の直接支払交付金及び水田活用の直接支払交付金等については、自然災害等により減収及び収穫皆無となった場合でも一定の条件を満たし、手続きを行うことで交付対象となります。この場合、被害状況の確認が必要となりますので、必ず関係機関（地域農業再生協議会、農業共済組合、市町村、JA等）にご相談ください。

#### ○取り急ぎ確認いただきたい事項

- (1) 関係機関による被害状況の確認前に自己の判断で「すき込み等」を行わないでください。  
(自己の判断ですき込み等を行った場合、被害状況が確認できず交付対象とならない場合があります。)
- (2) 被害等にあわれた交付対象のほ場の地番等の整理及び作業日誌等の準備をお願いいたします。
- (3) 身の安全を優先しながら、ご自身でもほ場や作物の被害状況を写真（日付入り）で残すよう、できるだけご協力願います。  
(土砂災害等の恐れがある地域及び立ち入りが制限されている地域については、ほ場の写真を撮る必要はございません)

○お問い合わせ／

東北農政局山形県拠点 経営所得担当 (電話：023-622-7247)

酒田市農業再生協議会 (電話：0234-26-5751)

---

【2. 被災地における農機具等の訪問買取等に注意してください】

現在、被災地域において外国人と思われる人物から「使わなくなった農機具はないか」等と、訪問を受ける事例が発生しております。

悪質な業者であるかは不明ですが、安すぎる金額で買い取られたり、処分した後に高額な処分費用を請求されたりするなどトラブルになる可能性がありますので、慎重にご検討をお願いいたします。

【重要】

○補助金等を活用して導入した農業用機械等を処分する際には、事前に各補助事業担当者までご相談ください。

※許可なく処分した場合には、補助金等の返還となる可能性があります。

○トラブルにならないために

- ・故障した農業機械等を修理、処分したい場合は、購入元の業者や普段修理等を依頼している業者に相談しましょう。
- ・複数社から見積を取り、金額が妥当かどうか検討しましょう。
- ・その場では契約せずに、周りの人に相談しましょう。

○お問い合わせ／

酒田市農政課 (電話：0234-26-5792)

---

【3. 「令和6年7月25日からの大雨による農作物等被害に関する農林水産関係総合相談窓口」の設置について】

山形県では、農業者などの関係者からの相談に迅速に対応するとともに、被害実態を適切に把握し的確な支援策を講じていくため、「令和6年度7月25日からの大雨による農作物等被害に関する農林水産関係総合相談窓口」を開設いたしました。

○開設の期間／令和6年7月29日(月)から当面の期間

○相談受付時間／平日の午前8時30分から午後5時15分まで

○相談窓口の設置場所等／

- ・(庄内地域) 庄内総合支庁経済産業部農業振興課 (電話：0235-66-5507)
- 

【4. 農作物の大雨・浸冠水等に関する技術対策について】

やまがたアグリネット(山形県農業技術環境課)において、大雨による浸水・冠水等に関する技術対策を公開しております。ぜひご覧いただき、今後の営農の参考としていただきたいと思います。

○ホームページ/やまがたアグリネット

<https://agrin.jp/theme/saigaitaisaku/20240726oamekansui.html>



さかた農林水産業お役立ち情報

発行日：毎月1回

発行元：酒田市農林水産部農政課

☆ 酒田市の農業に関するホームページ

<https://www.city.sakata.lg.jp/sangyo/nogyo/index.html>

◇ メール内のリンク先へのアクセスに起因する通信料の増大や被害等については、発信者は一切の責任を負いませんのでご了承ください。

◇ メールマガジンへの配信登録、アドレス変更、配信停止はこちらのメールに返信してください。

